

2021年公共図書館電子図書館アンケート用語解説

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

【1】「電子図書館サービス」及び「電子図書館貸出サービス」

- ・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の①から⑤のサービスをいいます。
- ・①の「電子書籍貸出サービス」については、著作権が有効な電子書籍を貸し出すサービスをいいます。

「電子図書館サービス」

サービス名	サービス内容	サービス提供者・サービス
① 電子書籍貸出サービス	・電子書籍を期間や冊数を限定して提供するサービス。 ・オーディオブック電子書籍	・図書館流通センター(LibrariE&TRC-DL、TRC-DL)、メディアドゥ(Overdrive)、紀伊國屋書店(KinoDen)、エルシエロ・オトバンク(京セラDCS・オトバンク)等
② 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	・絶版等の理由で入手困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービス	国立国会図書館
③ データベース提供サービス	・新聞や雑誌、統計情報、専門情報などのデータベース提供サービス	・ジャパンナレッジ ・医中誌Web ・日経BP記事検索サービス ・聞蔵Ⅱ(朝日新聞)等
④ デジタルアーカイブの提供	・図書館所有の貴重書、広報の紙の資料などを電子化して提供するサービス	・ADMAC(TRC) ・AMLAD(NTTデータ)
⑤ 音楽配信サービス	・音楽・音声情報配信サービス	・ナクノス・ミュージックライブラリー ・国立国会図書館歴史的音源提供サービス

※当アンケートでは、Webでの図書検索・貸出予約サービス、OPAC検索は「電子図書館サービス」とはしておりません。

【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケート中は単に「コンテンツ」と略すことがあります)

- ・「電子書籍コンテンツ」とは、電子書籍サービスとしてパソコンやタブレット・スマートフォンなどに提供される電子版の書籍コンテンツのことをいいます。

【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍を読むことができる電子端末、電子書籍を読むことができるソフトウェア(アプリケーション)のことをいいます。

- ・電子書籍を読むことができる電子端末には、スマートフォンやタブレット(iPhone、iPad、Android、Windows 端末等)で、Webブラウザやアプリ(アプリケーション)を利用して閲覧することができます。

【4】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。

・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。

・詳細は以下のページに記載があります。 https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/

The screenshot shows the National Diet Library (NDL) website. At the top, there is a navigation bar with the NDL logo and name in Japanese and English, and a language selector. Below this is a main menu with categories like Home, Services, and Information. The main content area is titled "図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)" (Digital Content Transmission Service for Libraries (For Librarians in Japan)). The page explains that this service allows for the use of digitized materials that are otherwise difficult to obtain. It mentions that the service is based on the Copyright Law (Act No. 48 of 1945, Article 31, Paragraph 3) and the e-Gov Act. A note states that the service is for librarians in Japan and that users need to apply for approval from the NDL. There are two call-to-action boxes: one for librarians in Japan and one for librarians outside Japan, both directing users to specific service pages.

【6】その他、公共図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型について

・当アンケートでは、以下のように「電子書籍提供サービス」を分類し「電子書籍貸出サービス」とあるものは、下図の1-①を対象としています。

公共図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型(電流協 電子図書館・コンテンツ教育利用部会部会作成)

分類	サービス事業者	サービス事業者	提供サービス例	提供形態
1	① 電子書籍貸出サービス	電子書籍貸出サービス提供事業者	例: LibrariE& TRC-DL, TRC-DL, Overdrive, KiroDen, エルシエロ・オトバンク等	Webやアプリでの電子書籍(オーディオブック含む)の貸出
	② 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	国立国会図書館	読刊記載(国立国会図書館ホームページ) https://www.ndl.go.jp/library/service_dlg/	(著作権法31条3項の規定による)国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供
	③ データベース提供サービス	データベースサービス提供事業者	例: JapanKnowledge/新聞DB/EJ外国ジャーナル)等	オンラインデータベース利用提供
	④ デジタルアーカイブ	著作権者が図書館・自治体(図書館(自館)経由) ※主に無償著作物	例: ADEAC(TRC)/AMLAD(NITデータ)等 (図書館アーカイブサービス)	図書館自身が情報発信・広報資料
2	パブリックドメイン電子書籍提供	著作権期間終了(パブリックドメイン ※) ・オンライン参照、ダウンロード提供	例: 青空文庫(データ)/プロジェクト Gutenberg等	著作権期間終了の著作物の提供
3	障害者向け電子書籍等提供	著作権の制限規定により、使用が可能な著作物	サビエ図書館	障害者への著作物提供(著作権法37条の権利制限規定に準じた提供)に
※	パブリックドメイン	パブリックドメイン	著作権(著作財産権)期間が満了しているもの。 著作物自体は多くが無償で提供されているもの。	